

## 平成30年度 高次脳機能障がい者家族交流会

- 日 時** 平成30年 9月3日(月) 13時30分～15時00分  
平成30年12月3日(月) 13時30分～15時00分  
平成31年 3月4日(月) 13時30分～15時00分
- 場 所** 会場名：滝川保健所(空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室)  
2階 母子相談室  
住 所：滝川市緑町2丁目3番31号
- 対 象 者** 高次脳機能障がい者を抱える家族等で、同じ立場の家族と悩みを話し合ったり、本人とのつきあい方について相談したいと思っている方
- 料 金** 無料
- 内 容** 1 目 的  
高次脳機能障がい者を抱える家族等を対象として、高次脳機能障がいに関する知識や情報の提供、家族同士の交流により家族の心理的負担軽減を図る。  
2 内 容  
家族同士の交流、障がいに関する情報提供、対応の仕方に対するアドバイス等。  
なお、プライバシー保護を厳守します。  
高次脳機能障がいについて  
・高次脳機能障がいは、交通事故や脳卒中など、脳の病気やけがの後遺症としてあらわれる障がいです。  
・脳の損傷が原因ですが、目に見えない障がいとして現れるため、何が障がいなのかわかりにくく、ご家族の戸惑いは大きいと言われています。
- 申 込 先** 北海道滝川保健所(北海道空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室)  
健康推進課 健康支援係  
TEL：(0125)24-6201 FAX：(0125)23-5583  
※出席を希望される方は、事前にご連絡下さい。
- 主 催** 滝川保健所(空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室)健康推進課健康支援係

## 介護職員初任者研修通信講座

(旧 ホームヘルパー2級課程養成研修)

- 受講期間 8月29日(水)～12月19日(水)のうち17日間(毎回9:30～16:30)
- 研修内容 講義・演習
- 会 場 空知中部広域連合庁舎(奈井江町)
- 受講料 60,000円(教材費等含む)  
※会場への往復交通費は各自負担となります。
- 定 員 20名(最少開催人数8名)  
※定員になり次第締め切ります。また、8名に満たないときは中止となる場合があります。
- 申込期限 8月6日(月)  
受講希望者は必ず「受講申込書」を提出していただきます。(電話のみでの申し込みでは完了しません)  
※受講申込書は浦臼町地域包括支援センター(浦臼町保健センター)窓口にあります。
- 問い合わせ先 空知中部広域連合 総務企画係(電話66-2152 FAX66-2138)

## 上下水道料金の軽減制度について

浦臼町の上水道は西空知広域水道企業団で末端給水を行っています。水道料金に関し基本料金の軽減制度があります。

- (1) 生活保護世帯
- (2) 70歳以上の単身世帯
- (3) 母子家庭又は父子家庭のうち児童扶養手当の受給者

以上のいずれかであってかつ、

○70歳以上の単身世帯は道町民税が非課税の場合。

○母子家庭又は父子家庭は道町民税が非課税世帯及び均等割のみの課税世帯の場合。

また次年度以降申請の手続きを不要とする予定です。(※異動等により再度申請して頂く場合があります。)

該当の方は申し出てください。

下水道料金に関し基本料金の軽減制度があります。

- (1) 生活保護世帯
- (2) 65歳以上の老人世帯
- (3) ひとり親家庭のうち児童扶養手当の受給者

以上のいずれかであってかつ、

○65歳以上の世帯の場合は道町民税が非課税の場合。

○ひとり親家庭は道町民税が非課税世帯及び均等割のみの課税世帯の場合。

ただし毎年申請の手続きが必要です。

該当の方は申し出てください。

軽減については**本人申請**となります。西空知広域水道企業団又は浦臼町から該当する旨の通知はありませんのでご注意ください。

上下水道の工事をする場合には西空知広域水道企業団の指定工事店、下水道の工事をする場合には浦臼町の指定を受けた工事店でなければ工事はできません。

工事をする場合には届出が必要になります。

問合せ・詳細は	役場建設課技術係	電話68-2113番
	西空知広域水道企業団	電話76-2486番

## 農業者の皆様へ 融雪促進剤購入費助成事業について

平成29年度冬期の大雪による農業被害に対する町の支援として、農業者の方を対象とした融雪促進剤購入費の一部を助成する事業です。

1. 対象者 町内で農業を営む農業者
2. 助成対象 平成29年11月から平成30年4月までに購入した融雪促進剤で、購入代金の支払いが完了したもの
3. 助成額 1袋(20kg)当り50円
4. 申請受付 平成30年9月30日まで  
※JAピンネの融雪促進剤助成事業の助成対象となったものについては申請不要ですが、JAピンネの助成対象外となったものについては助成事業の対象となるために町への申請が必要です。
5. 必要書類等
  - ①申請書(役場農政係に用意しております)
  - ②購入した融雪促進剤の納期、種別、数量、購入代金の支払いが完了していることを証する書類の写し  
※例 納品書・納品明細書・領収書等
  - ③印鑑
  - ④助成金の入金を希望する口座の金融機関名・種別・番号等

【お問合わせ・申請先】 役場産業振興課農政係 (Tel 68-2114)

国民健康保険税は納期限内に必ず納めましょう!!